

二、航空法の一部を改正して、上場会社またはこれに準ずる会社である定期航空運送事業者は、外国人等がその議決権の三分の一以上を占めることとなるときは、外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとする。

三、その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立及び航空企業間の競争条件の均等化を図るため、日本航空株式会社法を廃止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取り扱いの特例等について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同安恒理事より反対、自由民主党吉村理事より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る日本航空株式会社の完全民営化に当たり、配慮すべき六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案
(第百八回国会衆第二〇号)

要旨

本案は、新幹線鉄道の建設に關しその効率的かつ円滑な実施体制を整備するため、旅客鉄道株式会社（以下「旅客

会社」という。)が建設主体とされている整備新幹線(盛岡以北の東北新幹線及び九州新幹線鹿児島ルート、長崎ルート)の建設に関する事業について日本鉄道建設公団(以下「鉄建公団」という。)が引き継ぎを行い得るようにするための措置を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄建公団への新幹線鉄道の建設の事業の引き継ぎ

鉄建公団は、旅客会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業を、旅客会社の同意を得て引き継ぐものとする。

二、建設主体の指名等

新幹線鉄道の建設に関する事業を鉄建公団が引き継ぐ場合には、日本国有鉄道改革法等施行法により、旅客会社に対して行われたものとみなされた建設主体の指名及び建設の指示は、鉄建公団に対して行われたものとみなすとともに、旅客会社が行つたものとみなされた工事実施計画の認可の申請は、鉄建公団が行つたものとみなすこと。

三、事務の引き継ぎ等

新幹線鉄道の建設に関する事業を鉄建公団が引き継ぐ

場合には、旅客会社は、遅滞なく、新幹線鉄道の建設に関する事務を鉄建公団に引き継ぐとともに、その有する権利及び義務を鉄建公団に承継させるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新幹線鉄道の建設の効率的かつ円滑な実施体制を整備するため、旅客鉄道株式会社が建設主体とされている整備新幹線の建設に関する事業を日本鉄道建設公団に引き継がせようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。